

充実した奨学金で 私立高校に入学が可能に!

埼玉県の奨学金は、私立高校生に月額2万円、3万円、4万円の奨学金が用意されています。例えば月2万円だと年間24万円で、前ページの補助と合わせ最大で年間60万円となり、学費はこれでまかなうことができます。この返済は高校卒業後4年半後からですので、大学を卒業してから月々5千円ずつ返済し12年間で完済します。4万円の奨学金ですと、返済は月々1万円ですが補助と合わせ最大年間84万円となり、学費以外の費用も十分にまかなえます。

奨学金があれば行きたい私立高校へ入学し、充実した楽しい高校生活を過ごすことができます。大人になって自分の学費は自分で返す自立心を持つ、志の高い生徒諸君に入学してほしいと埼玉の私立高校は願っています。

この奨学金の詳細は次の通りです。

埼玉県高等学校等奨学金

埼玉県では、高等学校等に通う生徒を対象とした奨学金制度を設けています。

この奨学金は貸与であり、高等学校を卒業した後に必ず返還することになります。

返還金は、後輩の奨学金として再び活用する仕組みになっていますので、貸与を希望する方は奨学金の返還義務を十分理解したうえで申し込んでください。

(1) 対象者 次の①～③のすべてに該当する生徒

- ① 高等学校等に在学していること
- ② 保護者が埼玉県内に居住していること
- ③ 品行方正であって、学習意欲があり、経済的理由により修学が困難であること

(2) 貸与額 次の表の金額から選択して貸与を受けることができます。

学校区分	入学一時金	月額奨学金
国公立高校等	50,000円	15,000円
	100,000円	20,000円、25,000円
私立高校等	100,000円	20,000円
	250,000円	30,000円、40,000円

(3) 申し込み方法 在学する高等学校等を通じて申請します。

(4) 貸与方法及び回数

方法：貸与資格の認定を受けた方は、金融機関（埼玉りそな銀行）での借入申し込みを行い奨学金の貸与を受けます。

回数：月額奨学金12カ月ぶんを一括して（中学3年時に申請した場合は、前期6カ月ぶんと後期6カ月ぶんの2回に分けて）貸与を受けます。新入生は、併せて入学金の貸与を受けることができます。

(5) 返還（貸与時に立てた返還計画に沿って返還する場合には、利息はかかりません）。

原則、高等学校等卒業後4年6カ月経過後から、最長12年の範囲で返還します。

(6) 所得基準 世帯の市町村民税所得割額が基準以下である必要があります（下表参照）。

(7) その他 2年目以降も貸与を希望される場合は、申請の手続き（継続申請）が必要となります。

●所得基準（平成27年度当初募集の場合・参考）

世帯の市町村民税所得割額が下記の基準額以下である必要があります。

	平成27年度 市町村民税所得割額の基準額	
	小・中・高・大学等の 生徒が2人までの世帯	小・中・高・大学等の 生徒が3人までの世帯
1人	74,000円	—
2人	168,000円	—
3人	197,000円	363,000円
4人	269,000円	478,000円
5人	361,000円	623,000円
6人	401,000円	693,000円
7人	432,000円	751,000円
8人	493,000円	842,000円

(注) 保護者、配偶者及びその扶養親族の合計
※詳しくは埼玉県教育局教育総務部財務課 授業料・奨学金担当までお問い合わせください。

(048-830-6652 <http://www.pref.saitama.lg.jp/f2204/j-s/index.html>)